

伊丹市第1号訪問事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 従前相当訪問型サービス事業
 - 第1節 基本方針（第3条）
 - 第2節 人員に関する基準（第4条・第5条）
 - 第3節 設備に関する基準（第6条）
 - 第4節 運営に関する基準（第7条—第38条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第41条）
 - 第6節 共生訪問型サービスに関する基準（第42条—第43条）
- 第3章 基準緩和訪問型サービス事業
 - 第1節 基本方針（第44条）
 - 第2節 人員に関する基準（第45条）
 - 第3節 設備に関する基準（第46条）
 - 第4節 その他に関する基準（第47条）
- 第4章 雑則（第48条・第49条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は，伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第3条第1項第1号アに規定する第1号訪問事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は，次に定めるもののほか，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。），介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」とい

う。) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。), 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙)の例による。

(1) 従前相当訪問型サービスとは, 指定事業者が旧介護予防訪問介護(省令第140条63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいう。

(2) 基準緩和訪問型サービスとは, 指定事業者が旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した生活援助(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)に規定する生活援助をいう。)を居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいう。

(3) 共生訪問型サービスとは, 指定事業者(指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス等基準」という。)第39条の2に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護の事業を行う者に限る。)が旧介護予防訪問介護に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいう。

(一般原則)

第2条の2 指定事業者は, 利用者の意思及び人格を尊重して, 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は, 第1号訪問事業を運営するに当たっては, 地域との結び付きを重視し, 市町村, 他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は, 利用者の人権の擁護, 虐待の防止等のため, 必要な体制の整備を行うとともに, その従業者に対し, 研修を実施

する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定事業者は、第1号訪問事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 従前相当訪問型サービス事業

第1節 基本方針

- 第3条 従前相当訪問型サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第4条 従前相当訪問型サービス事業を行う者（以下「従前相当訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「従前相当訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（従前相当訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法（居宅サービス等基準第2条第7号に定める常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。
- 2 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該従前相当訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下

同じ。)の指定を併せて受け、かつ、従前相当訪問型サービス事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における従前相当訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)第1号から第2号までに規定する者をいう。以下同じ。)であって、専ら従前相当訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例(平成25年伊丹市条例第5号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している従前相当訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該従前相当訪問型サービス事業所に置くべきサ

サービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

- 6 従前相当訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、従前相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

- 第5条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、従前相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該従前相当訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第6条 従前相当訪問型サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、従前相当訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 従前相当訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、従前相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービ

スの提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第25条に規定する重要事項に関する規程の概要，訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該従前相当訪問型サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合は，前項の規定による文書の交付に代えて，第5項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の同意を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該従前相当訪問型サービス事業者は，あらかじめ，当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 従前相当訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 従前相当訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては，従前相当訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第49条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は，利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは，従前相当訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 従前相当訪問型サービス事業者は，第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち従前相当訪問型サービス事業者が使用する者

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た従前相当訪問型サービス事業者は，当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該利用申込者又はその家族に対し，第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第 8 条 従前相当訪問型サービス事業者は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 9 条 従前相当訪問型サービスは、当該従前相当訪問型サービス事業所の通常事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域という。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定従前相当訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の従前相当訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 10 条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格の有無、要支援認定又は基準該当状態の有無並びに要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、従前相当訪問型サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請又は基準該当状態の確認に係る援助)

第 11 条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の確認を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は確認が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の

有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第14条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスの提供の開始に際しては、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防プラン（法第115条の45第1項ニの規定による第1号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を本市に届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支

給費の支給を受けるための必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 従前相当訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防プラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った従前相当訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 従前相当訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 従前相当訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスを提供した際には、当該従前相当訪問型サービスの提供日及び内容、当該従前相当訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 従前相当訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービス（居宅介護サービス等基準第2条第5号に規定する法定代理受領サービスをいう。以下同じ。）に該当する従前相当訪問型サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該従前相当訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該従前相当訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない従前相当訪問型サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と従前相当訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において従前相当訪問型サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 従前相当訪問型サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（第1号事業支給費の請求に必要な証明書の交付）

第20条 従前相当訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない従前相当訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該従前相当訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第21条 従前相当訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する従前相当訪問型サービスの提

供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第22条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスを受けている利用者が次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに従前相当訪問型サービスの利用に係る指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を促進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に従前相当訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 従前相当訪問型サービス事業所の管理者は、当該従前相当訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 従前相当訪問型サービス事業所の管理者は、当該従前相当訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 従前相当訪問型サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握

すること。

- (2)の2 介護予防支援事業者等の関係者に対し，従前相当訪問介護サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身の状態，生活の状況に係る情報の提供を行うこと。
 - (3) サービス担当者会議への介護予防支援事業等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し，具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに，利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修，技術指導等を行うこと。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。
- （運営規程）

第25条 従前相当訪問型サービス事業者は，従前相当訪問型サービス事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 従前相当訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の実業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- （介護等の総合的な提供）

第26条 従前相当訪問型サービス事業者は，従前相当訪問型サービスの事業の運営に当たっては，入浴，排せつ，食事等の介護又は調理，洗濯，掃除等の家事（以下この条において「介護等」と

いう。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 従前相当訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な従前相当訪問型サービスを提供することができるよう、従前相当訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所ごとに、当該従前相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって従前相当訪問型サービスを提供しなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 従前相当訪問型サービス事業者は、適切な従前相当訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 従前相当訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 従前相当訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は、当該従前相当訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該従前相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該従前相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該従前相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第29条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該従前相当訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 従前相当訪問型サービス事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 従前相当訪問型サービス事業所の従業者は，正当な理由なく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は，当該従前相当訪問型サービス事業所の従業者であった者が，正当な理由なく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第31条 従前相当訪問型サービス事業者は，従前相当訪問型サービス事業所について広告をする場合は，その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条 従前相当訪問型サービス事業者は，介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し，介護予防支援事業者等又は居宅要支援被保険者等に対して，利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 従前相当訪問型サービス事業者は，介護予防支援事業者等又はその従業者に対し，利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 従前相当訪問型サービス事業者は，提供した従前相当訪

問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は、提供した従前相当訪問型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該本市の職員が行う質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 従前相当訪問型サービス事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービスの運営に当たっては、提供した従前相当訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して従前相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても従前相当訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 従前相当訪問型サービス事業者は、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 従前相当訪問型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該従前相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該従前相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該従前相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 従前相当訪問型サービス事業者は、従前相当訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、従前相当訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 従前相当訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第2号に規定する従前相当訪問型サービス計画
- (2) 第18条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第40条第9号規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第22条の規定による本市への通知に係る記録
- (5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び処置についての記録

(従前相当訪問型サービスの基本取扱方針)

第39条 従前相当訪問型サービスは，利用者の介護予防に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われなければならない。

2 従前相当訪問型サービス事業者は，自らその提供する従前相当訪問型サービスの質の評価を行い，常に改善を図らなければならない。

3 従前相当訪問型サービス事業者は，従前相当訪問型サービスの提供に当たり，利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 従前相当訪問型サービス事業者は，利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 従前相当訪問型サービス事業者は，従前相当訪問型サービスの提供に当たっては，利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の様々な方法により，利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(従前相当訪問型サービスの具体的取扱方針)

第40条 従前相当訪問型サービスの具体的な取扱いは，第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次

に掲げるところによるものとする。

- (1) 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、従前相当訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した従前相当訪問型サービス計画（以下同じ。）を作成ものとする。
- (3) 従前相当訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、従前相当訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、従前相当訪問型サービス計画を作成した際には、当該従前相当訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、従前相当訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (10) 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、従前相当訪問型サービス計画に基づく従前相当訪問型サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該従前相当訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該従前相当訪問型サービス計画に記載した従前相当訪問型サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回は、当該従前相当訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該従前相当訪問型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて従前相当訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する従前相当訪問型サービス計画の変更について準用する。

（従前相当訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 従前相当訪問型サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 従前相当訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）

において把握された課題，従前相当訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ，効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

- (2) 従前相当訪問型サービス事業者は，自立支援の観点から，利用者が，可能な限り，自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに，利用者の家族，地域の住民による自主的な取組等による支援，他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならないこと。

第 6 節 共生訪問型サービスに関する基準

第 4 2 条 共生訪問型サービスの事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第 1 号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型介護予防訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生訪問型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため，従前相当訪問型サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 4 3 条 第 3 条，第 4 条（第 1 項を除く。）及び第 5 条並びに第

4 節及び前節の規定は、共生訪問型サービスの事業について準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生訪問型サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「従前相当訪問型サービス及び」とあるのは「共生訪問型サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス及び」と読み替えるものとする。

第3章 基準緩和訪問型サービス事業

第1節 基本方針

第44条 基準緩和訪問型サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第45条 基準緩和訪問型サービス事業を行う者（以下「基準緩和訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（基準緩和訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。以下同じ。）の員数は、1人以上とする。

2 前項に定めるもののほか、基準緩和訪問型サービス事業に係る人員に関する指定事業者の指定の基準は、第4条第2項から第5条に規定する基準の例による基準とする。この場合において、第4条第2項中「常勤の訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第5条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。ただし、管理者、前項に規定する従事者及びサービス

提供責任者のすべてを兼務することはできないものとする。

- 3 基準緩和訪問型サービス事業者が従前相当訪問型サービスの指定を併せて受け、かつ、基準緩和訪問型サービスの事業と従前相当訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、第4条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

第46条 基準緩和訪問型サービスに係る設備に関する指定事業者の指定の基準は、第6条に規定する基準の例による基準とする。

- 2 基準緩和訪問型サービス事業者が従前相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和訪問型サービスの事業と従前相当訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、第6条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 その他に関する基準

第47条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準緩和訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準緩和訪問型サービス計画（以下同じ。）又は基準緩和訪問型サービス計画に代わる指示書等（以下「指示書等」という。）を作成ものとする。

- 2 前項及び前3条に定めるもののほか、基準緩和訪問型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、第7条から第41条まで（第40条第2号を除く。）に規定する基準の例による基準とする。この場合において、第7条、第17条、第21条、第23条、第24条、第27条から第29条まで及び第36条の2中「訪問

介護員等」とあるのは「従事者」と、第38条及び第40条中「従前相当訪問型サービス計画」とあるのは「基準緩和訪問型サービス計画又は指示書等」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第48条 この要綱に定めるもののほか、第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(電磁的記録等)

第49条 指定事業者及び第1号訪問事業の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第43条及び第47条第2項において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定事業者及び第1号訪問事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

(基準緩和訪問型サービス従事者の特例)

第2条 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに
いて、第43条中「法第8条第2項に規定する政令で定める者」と
あるのは「法第8条第2項に規定する政令で定める者（省令第2
2条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した
者に限る。）」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、
改正後の伊丹市第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める要綱の一部を改正する要綱（以下「新要綱」と
いう。）第2条の2第3項及び第36条の2（新要綱第43条
及び第47条第2項において準用する場合を含む。）の規定の
適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは
「講じるように努めなければ」とし、新要綱第25条（新要綱
第43条及び第47条第2項において準用する場合を含む。）
の規定の適用については、新要綱第25条中「、次に」とある
のは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を
定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあ
るのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除
く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、
新要綱第27条の2（新要綱第43条及び第47条第2項にお
いて準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱

第 27 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第 4 条 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 28 条第 3 項（新要綱第 43 条及び第 47 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第 28 条第 3 項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 29 条の改正規定（同条に 1 項を加える部分に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。